

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月18日
【会社名】	株式会社電通総研
【英訳名】	DENTSU SOKEN INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 浩久
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目17番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 岩本浩久は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として2025年1月1日から2025年12月31日までを対象に行いました。また、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、業務プロセスの評価範囲及び評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。当社グループは主にITビジネス（主にコンサルティング、システムインテグレーション、ソフトウェア製商品ビジネス、アウトソーシング運用保守等）を主要な事業とする企業グループであり、事業拠点の重要性を判断する指標としては売上高が適切であると判断しました。連結会社間取引消去後の売上高が高い会社から合算し、連結ベースの一定割合に達している事業拠点を評価対象としております。また、持分法適用会社につきましては、連結ベースの売上高に当該会社の売上収益が含まれていないことから、別途財務報告への影響の重要性を勘案して評価対象を検討しております。

当事業年度は、当社および連結子会社4社の計5社を全社的な内部統制の評価範囲とし、これらを対象として実施した全社的な内部統制の評価結果を良好と判断した上で、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高実績及び当連結会計年度の業績予想を勘案した連結消去後売上高の2/3に含まれる事業拠点を「重要な事業拠点」とし、当社1社といたしました。当社1社で連結ベースに対する売上収益の割合は約8割以上であり、当社および連結子会社の全体売上収益を十分に網羅しております。

重要な事業拠点の主たる事業形態は情報サービス業であり、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮した結果、売上高、売掛金及び契約資産、ソフトウェアを重要な事業拠点の事業目的に大きく関わる勘定科目として選定し、当該科目に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。